

ごみ集積所・資源回収ステーションの管理について

市ではごみ集積所として届出を受けた場所のごみを収集しています。

届出 一般住宅の集積所は、地域での話し合いで場所を選定し、必要な承諾・許可等を得た上で届出書を出していただきます。

集合住宅専用の集積所については、大家、または管理会社が届出者となります。設置の目安は下記の通りとなります。

	一般住宅	集合住宅・貸家専用
燃やせるごみ集積所	10世帯に1箇所	4世帯以上に1箇所
燃やせないごみ集積所	30世帯に1箇所	
資源回収ステーション	70世帯に1箇所	70世帯以上に1箇所

手順

1. 設置する場所を探します。
 - ・利用者の管理がゆきとどく場所に設置してください。
 - ・行き止まりや狭小道路には設置できません。
2. 土地所有者及び隣接地の土地所有者等利害関係者の承諾を得ます。
(民有地又は、民有地に接する公有地に設置する場合は、届出書にその土地所有者の署名をもらいます。)
3. 自治会長へ連絡します。
4. 市役所 廃棄物対策課へ届出を出します。
(集合住宅専用の集積所の場合は、届出書に配置図を添付してください。)
5. 現地確認後、収集開始となります。
(届出から収集開始まで約2週間ほどかかります。また、交通等問題があり、収集ができないと判断した場合には、届出者に連絡いたします。)

※ 軽微な移動や廃止の際にも届出が必要となりますので、変更等がある場合には速やかに届出てください。

○管理・清掃についてはその集積所を使用する方々で行ってください。

○集積所を使用する場合には管理・清掃に参加するようにしてください。

○集積所を管理する方々に断りなくごみを出すとトラブルの原因となりますのでやめましょう。

○利害関係者からの集積所利用に関する苦情・異議申し立てについては、地域で協議をし、解決にあってください。

家庭ごみの正しい出し方等を参照し、次の事項を必ず守ってください。

1. ごみの分別（燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物）をきちんとすること。分別しないで出されたものや、ルールを守らないごみは収集しません。
2. 燃やせるごみ、燃やせないごみは、必ず、収集する当日の朝8時30分までに出してください。
3. 集積所は、清掃当番を設け清潔に使用してください。散乱した場合には利用者が協力して清掃してください。
4. 燃やせないごみは、収集日が祝日にあたる場合は収集しませんので、次回の収集日に出してください。
5. 年末・年始の収集については市報・ホームページを参照してください。